

酸京★ニュースレター

2022年8月号

読者調査へのご協力、 ありがとうございました

このニュースレターの「メール版」はご覧いただけましたか？
本号の内容は2022年7月19日(火) 7:50に配信しております。
メール版が届いていない場合、こちらからご登録いただくか、
迷惑メールボックスをご確認ください。



メール版のご登録は
こちらから

経営計画発表会を実施しました

代表取締役 小峰 聖

新年度にあたる6月に**経営計画発表会**を実施しました。
発表会では金融機関、顧問税理士法人の方々をお招きし、社員全員が
一同に会し、情報を共有する時間としています。
運営リーダーより今年の方針を発表し、今年目標を関係者全員で確
認し合うことは、緊張感もありますが、そういう気持ちをみんなで共
有できることが大切であると思っています。

引き続き**コミュニケーション力の向上**に努めながら、**さらなる成長**
向かい、精進してまいります。



アンケートのお願い

- Q：消防申請の実際に関する記事はいかがでしたか？
 - Q：ニュースレターのバックナンバーはご存じですか？
 - Q：お試し隊で試してみたい特殊効果演出は？
- お答えと共に、ご質問やご要望など、お待ちしております。

アンケートはこちら→
ご回答：8月10日(水)まで
受け付けます



特殊効果演出についてよくいただく質問

Q 特殊効果演出では消防申請が必要になることがあります。実際にはどういう場合に何をすべきでしょうか？

A 都道府県ごとに定める火災予防条例の「禁止行為」にあたるかがポイントとなります。

不特定多数の人が出入りする場所での「喫煙」「裸火の使用」「危険物品の持込み」は禁止行為として規制されています。この禁止行為にあたる場合、事前に所轄の消防署に「禁止行為解除承認申請書」を提出し認可を受ける必要があります。禁止行為にあたる演出は、火薬や炎を使うものが主ですが、それ以外として、例えば、煙の演出でスモークマシンを使う場合、禁止行為にあたるかどうかは、機材の専用液の引火性がポイントです。また、スパークラーは火薬や炎を使わない演出ですが、火気を伴うため、申請が必要となります。

申請の手順としては、

- 1) 特殊効果演出を行う会場に詳細を説明
- 2) 会場の了解後、申請書を作成し、必要な書類と共に所轄の消防署に提出し、認可を得るまでやり取りを行います。承認までにかかる時間は、イベントの規模などにより異なり、時に立ち入り検査を要することもあります。したがって、火気を伴う演出を企画される場合には、できる限りお早めにご相談いただくことをお勧めします。

申請書提出でのご注意については、
ニュースター(2021年7月号)をご確認ください



読者調査2022年7月結果発表! プレゼントは8月上旬発送予定

調査結果のご報告です。

これら貴重なご意見を社内でも共有し、サービスの質の向上に努めながら、引き続き最新情報をお伝えしてまいります。

★回答者の9割 が特殊効果を利用したことがあると回答

★回答者の半数以上 が当社の特殊効果を利用したことがあると回答 **回答者の52%**

★当社の「ここ、気に入っている」という点は、
「気軽に相談に乗ってくれる」「炭酸ガスを使った演出」など多くの回答をいただきました。

発行: 有限会社 酸京クラウド



〒143-0013 東京都大田区大森南3-19-12 酸京ビル
TEL: 03-3745-3773 10:00 - 18:00 (Mon to Fri)
FAX: 03-3745-4133 24hrs
E-mail: info@sankyocloud.co.jp

ニュースターの
配信・配送の停止を
ご希望の場合はこちら

